

○石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第123号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市内において新たな特産品の開発又は既存の特産品における生産力を強化するため、特産品の生産、製造、加工等に係る施設、設備等を整備する事業(以下「補助事業」という。)に取り組む事業者に対し、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 選定事業者 市長が別に定める事業者提案の募集に応募し選定された事業者
- (2) 寄附額 クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額
- (3) 目標額 第5条に規定する補助対象経費から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助事業の実施主体である選定事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者。ただし、寄附額が目標額に達しない場合であっても、応募の際その達しない寄附額のうちから補助金の交付を受けることにより、補助事業に取り組む意思を有していた者は、この限りでない。
- (2) 補助事業に係る特産品を市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- (3) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、当該補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
- (4) 市税等の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)のない者
- (5) 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業及び補助対象経費は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、寄附額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする選定事業者は、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に規定する書類を添付し、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から30日以内に行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付の決定をしたときは、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 選定事業者は、事業の効率的な実施を図る必要がある、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更し、又は事業を中止しようとするときは、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金(変更交付・取消)決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後30日以内に石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めるときは、補助金の額を確定し、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者の経済的な事情など補助金の交付の目的を達成するため当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に概算交付することができる。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助金の請求は、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付請求書(様式第11号)により、概算交付に係る請求をするときは、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金概算払請求書(様式第12号)により請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受け付けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 法令又は条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

3 前項に規定する補助金の返還請求を受けた補助事業者は、期限内に補助金を返還しなければならない。

(事業成果の報告)

第15条 補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況を定期的に市長へ報告しなければならない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分制限)

第17条 規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

2 規則第22条第2号に規定する市長が指定するものは、1品の取得価格又はその効用増加価格が30万円以上のものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費(対象事業に要するものに限る。)
新たな特産品の開発又は既存の特産品の生産力強化するために要する施設、設備等に関するもの	工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他必要と認める経費

備考

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

別表第2(第6条関係)

添付書類
<p>【個人・法人共通】</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 市税等の納税証明書</p> <p>(4) 事業実施等誓約書(様式第2号)</p> <p>(5) 暴力団員非該当等誓約書(様式第3号)</p> <p>【個人の場合】</p> <p>(1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3箇月以内のもの)</p>

- (2) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合)
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

【法人の場合】

- (1) 履歴事項全部証明書(3箇月以内のもの)
- (2) 定款の写し
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

石垣市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 — ）

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付申請書

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業について、補助金の交付を受けたいので、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請額
- 3 事業の完了予定年月日
- 4 添付書類

円

【個人・法人共通】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 事業実施等誓約書（様式第2号）
- (5) 暴力団員非該当等誓約書（様式第3号）

【法人の場合】

- (1) 履歴事項全部証明書（3箇月以内のもの）
- (2) 定款の写し
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

【個人の場合】

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3箇月以内のもの）
- (2) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合）
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業実施等誓約書

石垣市長 様

私は、市が行う石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金について、以下の事項を遵守します。

記

- 1 石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱（令和6年石垣市告示第123号。以下「要綱」という。）の内容を遵守します。
- 2 補助事業に係る特産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有します。
- 3 当該補助金の交付決定の日から5年以上継続してこの事業を営む意思を有します。
- 4 要綱第14条に該当し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合は、取り消された部分について交付された補助金を返還します。
- 5 補助対象事業完了日の翌年度から、毎年の事業成果を5年間報告します。

以上、誓約いたします。

年 月 日

代表者名又は氏名 _____ ㊟

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

石垣市長 様

（法人・団体にあつては事務所所在地）

住 所

（法人・団体にあつては法人名・団体名・代表者名）

氏 名

印

暴力団員非該当等誓約書

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱（令和6年石垣市告示第123号）に基づく補助金の申請に関して、私並びに石垣市暴力団排除条例（平成23年12月27日石垣市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと、併せて暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。

なお、誓約事項の確認のための沖縄県警察署等に対する関係情報の照会及び取得について承諾するとともに、この誓約に違反した場合は、締結した契約は何らの催告を要さず解除され、これにより私が損害を被ったとしても何ら異議ありません。

様式第4号（第7条関係）

石垣市指令第 号

年 月 日

様

石垣市長

印

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった事業について、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 交付の条件

備考 事業が終了したときは、速やかに石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金実績報告書を提出すること。

様式第5号（第7条関係）

石垣市指令第 号

年 月 日

様

石垣市長

印

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった事業について、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり不交付の決定をいたしましたので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 不交付の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

石垣市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 - ）

事前着手届

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請予定額 円
- 3 事業実施期間 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 4 事業概要
- 5 事前着手を必要とする理由

（別記条件）

- (1) 本事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、事業計画の変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- (3) 補助金不交付決定を受けた場合及び補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

石垣市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 - ）

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり事業の変更（中止）をしたいので、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止）しようとする理由

2 変更の内容

(1) 事業の変更内容

変更前	変更後

(2) 経費内訳（単位：円）

設備の名称	補助事業に要する経費		補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

※事業経費が変更する場合、見積書の写しを添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

石垣市指令第 号

年 月 日

様

石垣市長

印

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金（変更交付・取消）決定通知書

年 月 日付で提出のあった変更（中止）の承認申請については、下記のとおり決定したので、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 決定の区分 変更交付決定 、 変更不承認 又は 取消
- 2 補助金変更交付決定額 円
- 3 附帯条件（不承認、取消の場合は、その理由）

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

石垣市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名 印

（電話 ー ）

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた下記の事業が完了しましたので、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 実施事業の概要
- 3 関係書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 事業の実施状況を写す写真、資料等
 - (4) 領収書等の写し
 - (5) 補助対象経費に係る支出明細書

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金収支決算書

団体名 _____

収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(収入先等)
市補助金				
自己資金				
寄附金・協賛金				
売上				
他団体等補助金・助成金				
合計				

支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(支出先等)
合計				

様式第10号（第11条関係）

石垣市指令第 号

年 月 日

様

石垣市長

印

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け実績報告のあった石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金については、下記のとおり補助金の額の確定をしたので、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付請求書

請求金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭書に¥を記入すること

ただし、次に係るもの

補助事業等の名称	石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金
交付確定通知額	円
既概算交付額	円
今回交付請求額	円

年 月 日付け 第 号により交付確定通知のありました標記の補助金について、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により補助金を請求します。

年 月 日

石垣市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

(電話 -)

なお、次の口座に振込み願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第12号（第13条関係）

石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金概算払請求書

請求金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭書に¥を記入すること

ただし、次に係るもの

補助事業等の名称	石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金
交付決定通知額	円
既概算交付額	円
今回概算交付請求額	円
未交付額	円

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました標記の補助金について、石垣市特産品開発及び生産力強化支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金の概算交付を請求します。

【添付書類】概算交付を必要とする理由書、事業資金計画表

年 月 日

石垣市長 様

住所

団体名

代表者名又は氏名

印

（電話 ー ）

なお、次の口座に振込み願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第13条関係)

様式第12号(第13条関係)